

○日本の障害児教育の歴史

▽明治前期——障害児教育をめぐる二つの道

- ・自由民権思想などの影響を受けて障害者にも教育を保障すべきだとし、同時に「有用である」と主張……福沢諭吉も『西洋事情』の中で欧州の「哑院」「盲院」などを紹介、
1871 年、山尾庸三「盲哑学校ヲ創立セラレンコトヲ乞フノ書」（建白書）
- ・「廢人」「廢疾者」と称して「無用」と主張

<積極策をとった流れ>

東京では、_____が発足(1875 年)、「訓盲所」の設立に取り組む

1880 年楽善会訓盲院(84 年 訓盲哑院に)、1887 年官立_____となる
京都では、_____が聾哑児の教育を開始。

有名な言葉「_____」

1878 年京都盲哑院開設(日本で最初の障害児学校)→翌年「京都府盲哑院」と改称

1889 年京都市に移管

視覚障害、聴覚障害の教育が先行。「手に職を」という発想から、職業教育などを中心にしていた。

<「無用」とする流れ> _____ =「廢疾ノ者」は不就学

▽明治後期から大正前期

- ・国民皆学をめざし就学督励策をとる一方で就学猶予・免除制度が確立する
1900 年 4 年間の尋常小学校は無償となる
1902 年の就学率 男子 95.8 % 女子 85.5 %
1900 年(明治 33)第三次小学校令改正「癡癲白痴・不具廢疾」は就学義務〔 _____ 〕
「病弱・發育不完全」は就学義務〔 _____ 〕

- ・他方で、生活・教育要求の強まりを背景に、私立の盲哑学校があいついで開校する
- ・学校の勉強について行けない子どもの存在

<劣等児問題>の顕在化

1907 年(明治 40) 文部省、師範学校附属小学校に特別学級開設を奨励

- ・民間慈善事業のよる障害児への教育保護事業
1891 年(明治 24) _____ による「孤女学院」(1897 年「滝乃川学園となる)日本で最初の知的障害児施設
1909 年(明治 42) 脇田良吉の「白川学園」、1911 年(明治 44)川田貞治郎の「日本心育園」(川田は 1919 年・大正 8 に藤倉学園を創設)

▽大正後期～昭和初期 大正デモクラシーの高揚

盲・ろう学校の広がり→1923 年(大正 12)盲学校及聾哑学校令へ
1917 年(大正 6) 白十字会、「林間学校」を設立

大都市部を中心に虚弱児のための「特別学級」

1921 年（大正 10） 柏倉松蔵、「柏学園」を設立

1932 年（昭和 7） _____ 開校（日本で初めての肢体不自由児のための学校）

▽十五年戦争期

▽戦後改革期の障害児教育

米国教育使節団報告書の意義

教育刷新委員会 ← 戦前から盲ろう教育関係者の要望

_____ が委員として参加し役割を果たす

日本国憲法 1946 公布、1947 施行

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする。

教育基本法 = 教育の憲法 1947 = われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである（前文）。

第 3 条「教育の機会均等」 ① すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって…

学校教育法 1947

▽昭和 30 年代～養護学校建設と教育対象の拡大

「養護学校」の法律はあるけれど…→学校・学級の量的整備が課題に

学校教育法の「設置義務」は当分の間実行されず

1956(昭和 31)年 _____ = 養護学校をつくるさいに、施設費、教職員の給与の半分を国が負担 → 養護学校設置へ

1959(昭和 34)年 中央教育審議会「特殊教育の充実振興策について」答申、人口 3 万人以上の町村に「特殊学級」設置を義務づける。→設置 5 カ年計画

お知らせ 4 月 1 日付で文科省初中教育局長通知「特別支援教育の推進について」が出ています。特別支援教育の理念や整備課題、特別支援学校が取り組むべきことなどが公式に通知されたわけです。

→ http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm